

# かこがわ☆べあーずSC 活動規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブはかこがわ☆べあーずSCという。

(目的)

第3条 本クラブは加古川市が定める「かこ☆くら活動ガイドライン」に則した活動を行い、スポーツ・文化芸術活動に親しむ（楽しむ）ことを目的とする。

(事業)

第4条 本クラブは第3条の目的を達成するため次のことを行う。

1. 挨拶やポジティブな発言の意識付け
2. 怪我防止のために準備体操を徹底
3. 基本技術を大切にした練習

## 第2章 会員

(参加者)

第5条 本クラブは次に掲げるものを参加者とする。

- (1) 第3条の目的を達成するため、指導にあたるもの（以下「指導者」という）
- (2) 本クラブの会計など、事務にあたる者（以下「事務員」という）
- (3) 本クラブの目的を理解し、指導等を受けようとする者（以下「会員」という）

(中学生)

(入会)

第6条 本クラブに入会しようとする参加者は所定の手続きにより、代表者の許可を得なければならぬ。

(会費)

第7条 本クラブの会員は次に掲げるものを納入しなければならない。

- ① 年会費 5,000円
- ② 月会費 5,000円
- ③ ユニフォーム代 20,000円
- ④ その他、遠征費等の費用は必要時に別途徴収する。

p (退会)

第8条 本クラブを退会しようとする者は所定の手続きを行わなければならない。

但し、参加者が第3条の目的に反した行動を行うなど、本会の参加者として不適当と判断したときはその趣旨を説明し、参加者本人同意のもと、本会の判断により退会させることができ。なお、領収済の費用は返金いたしません。

### 第3章 組織

(役員)

第9条 本クラブには次に掲げる役員をおく。

- (1) 代表者 1名
- (2) 指導者 1名

2 役員は兼ねることができる。

(職務)

#### 第10条

1. 代表者は、本クラブを代表し、活動全般の統括を行う。  
また活動日時の連絡等、本クラブの活動に関する連絡調整、庶務を行う。
2. 指導者は技術指導や活動の見守り、また参加者の活動管理及び会計を行う。

(任期)

第11条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

### 第4章 会計

(収入)

第12条 本クラブの収入は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 年会費
- (2) 月会費
- (3) 寄付金
- (4) スポンサー収入

(会計)

第13条 本クラブの会計期間は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(支出)

第14条 本クラブの経費は本規約第12条に規程された収入の範囲内において支出するものとする。

2 本クラブの会計に関し、必要な事項は、代表者が別に定める。

## 第5章 会議

(総会)

第15条 本クラブの総会は、毎年1回開催し、次に掲げる事項について承認・決定する。

(1) 活動報告及び会計報告

(2) 活動計画及び予算案

(3) その他、本クラブの活動に関して重要な事項

2 総会は、招集をせず電子的で証拠に残る連絡手段を使い報告をする。

3 会員（会員が未成年の場合はその保護者）は、上記の連絡手段を使い内容について返信や回答をすることができる。

4 総会の議決は、総会員の過半数によるものとする。

(役員会)

第16条 クラブの運営に必要な事項を協議するため、役員会を開催するものとし、次のものにより構成する。

(1) 代表者

(2) 指導者

## 第6章 事故対応

(事故の責任)

第17条 活動中の会員同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任は本クラブにある。

2 会員同士のトラブルは本クラブで対応する。

3 会員は本クラブの活動に際して、指導者等の指示及び本クラブの諸規則に従って行動するものとし、これに違背して災害や障害、その他の事故が発生した場合等、すべての責任は会員に帰属するものとし、本クラブ及び指導者に対し何ら損害賠償を請求しない。

(保険の加入)

第18条 参加者は、本クラブの活動に参加する際、スポーツ安全保険に加入しなければならない。

2 スポーツ安全保険の加入手続きは本クラブで行う。

(負傷時の処置)

第19条 参加者が本クラブに関する活動及び移動中における事故や怪我について、本クラブは次に掲げる対応を行う。

- (1) 応急処置を行う
- (2) 会員が怪我をした場合、怪我の程度等、必要に応じて医療機関へ搬送するとともに会員の保護者へ連絡を行う
- (3) 補償については、本規約第18条の保険の範囲内でのみ対応する
- (4) 本規約第18条の保険へ加入していないものの事故については、一切の責任を負わない

第7章 雜則

(写真・映像の使用)

第20条 本クラブの活動中に記録された写真や映像、音声を使い本クラブの広報活動や活動記録のための各種媒体や取材、資料等に使用することがあります。これを希望しない場合は、会員の保護者より事前にご連絡をお願いいたします。

(その他)

第21条 本規約に定めるもののほか、運営上必要な事項は、代表者が総会（または役員会）に諮つて別に定める。

附 則

本規約は令和 8 年 4 月 1 日より施行する。